

ハンツビル日本語補習校規約

制定	2008. 5. 3
改訂	2018. 9. 17
改訂	2019. 12. 17
改訂	2020. 4. 1
改訂	2021. 2. 7
改訂	2024. 3. 18
改訂	2024. 11. 2
改訂	2025. 3. 30
改訂	2026. 2. 27

第1条 名称及び所在地

本校はハンツビル日本語補習校（以下「本校」）と称し、
英文名は The Japanese Supplementary School in Huntsville とする。
本校は The University of Alabama in Huntsville (UAH)内に置き、
所在は Ben Graves Drive Huntsville, Alabama 35899 とする。
本校はアラバマ州の法律に基づいて組織された非営利団体である。

第2条 目的

第1項 基本

本校は、将来日本へ帰国する米国在留邦人子女に対し日本語及び日本の教科書による補習教育を行い、日本の教育に移行するに当たっての学習上の障害を軽減せしめるよう寄与することを目的とする。

第2項 営利を目的としない

本校は常に非営利団体として運営するもので、いかなる場合にも本校もしくはその理事、会員の営利を目的とした事業、計画、企画、その他の活動に従事する事はない。

第3条 学校

第1項 運営

本校の運営の母体は保護者会とし、それから選出された理事およびそれによって構成される理事会が、規約と理事会が適宜定める

補足的な規定に従って運営する。

第2項 入学資格

本校への入学資格者は、ハンツビル市またはその近郊に居住する本規約第2条第1項に定めた邦人子女で、日本の義務教育の年齢である6歳から15歳までの児童、生徒を対象とする。

（学齢は基本的に日本の規定に従う。）

なお、本規定第2条第1項に定めた邦人子女以外にも、本校の目的を妨げない範囲において、児童、生徒の入学を認める。

ただし、これらの児童、生徒の入学は、理事長と担任教員により、学齢に応じた日本語レベルを有しているか親子面談で確認を行い、（教科書/テキスト等も使用可）理事会が適格と認めた場合にのみ許可されるものとする。

第3項 入学手続き

学校に入学の認められたものは、その保護者が理事会の定めた書類『ハンツビル日本語補習校入学申込書』と入学金を理事会へ提出、受理されれば入学できる。

第4項 休学および退学

（1）休学

病気またはその他の事由により、児童、生徒が2ヶ月以上休学する場合は、保護者は理事会が定めた休学届を理事会へ提出する。

休学期間については原則最大6ヶ月とし、それ以上となる場合は退学とする。

休学中の取り扱いおよび復学手続きについては、理事会が別に定める。

（2）退学

児童、生徒が退学する場合、その期日がわかり次第、保護者は理事会が定めた退学届けを理事会へ提出する。

第5項 入学金、授業料および教材費

入学金、授業料および教材費の徴収に関しては、授業料徴収規定による。

第6項 学期

本校の学期は2学期制とし、期間は次のとおりとする。

上期 4月～9月

下期 10月～3月

第7項 学級編成

（1）学級

小学1年から中学3年まで、1学年1学級を原則とする。
ただし、資金や教員の数に制約がある場合や、児童、生徒数が
少なすぎる場合には、理事会から提案し、保護者総会の決議により
複数の学年を1つの学級にまとめることができる。

(2) 進級および編入の基準

児童、生徒の進級および編入に関しては、
児童、生徒の能力に基づく。

児童、生徒の能力は、教員と保護者が判断し、理事会とも協議の
うえ、その進級（留年、学年を下げるも含む）、編入の学年を決定
する。

第8項 授業日時

(1) 授業日と休校日

授業は毎週土曜日に行う。

ただし、次年度の休校日は毎年3月初めに理事会で案を作成し
保護者総会で決定する。

理事会はさらに必要に応じて休校日を決める事ができる。

(2) 開校時間

開校時間は午前9時から午後3時までとする。

(3) 授業時間

授業時間は別途定める時間割りによるものとする。

(4) 授業日、休校日、開校時間、授業時間の暫定対応

不良の事態により(1)～(3)を計画通り運営できない場合は、
暫定対応を適用できる

第9項 交通手段

登下校の交通手段は保護者が手配する。

第10項 免責事項

本校、その理事会理事および教員は、児童、生徒の登下校、就学
もしくは学校行事参加時における事故や障害、私物の紛失損害に対し
その責任を負わない。

これらに対する責任は保護者にあるものとする。

第4条 保護者会

第1項 会員の資格

本校に通学している児童、生徒を持つ保護者は会員の資格を持ち、
1家族当たり1会員を構成する。

会員には本校運営に関する諸則によって発生する権利、義務が適用される。

第2項 資格の発生、失効

- (1) 保護者の会員資格が発生するのは、その児童、生徒の入学が許可された日とする。
- (2) 保護者の会員資格が失効するのは、その児童、生徒が卒業または退学した日とする。

第5条 保護者総会

第1項 年次総会

年次総会は毎年2月に行う。

この総会の目的は、

- (1) 活動方針および教育活動年間計画の承認
- (2) 予算および決算案の承認
- (3) 理事および理事教員の選出

第2項 定例および臨時総会

理事長は必要に応じて定例あるいは臨時総会を招集することができる。

なお、4月に臨時総会が会計監査案の承認を目的に開催される。

ただし、止むを得ない事情により、面着での総会が開催できない場合は、会計監査案の承認を代替手段（メール、リモート等）にて問うことができる。

第3項 通知

総会の開催に先立って、理事会は会員に総会の開催通知をする。

その通知には、総会の場所、日時、臨時総会の場合はその目的を明示する。

第4項 総会の成立

総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。

第5項 投票

1会員あたり1票投票できる。

総会に出席している会員の過半数をもって議事決裁とする。

第6項 議長

議長は保護者総会の都度、会員の内から選出する。

第6条 理事会

第1項 理事会の義務

理事会は次の業務を行う

- (1) 本校の管理、運営およびこれに必要な規定等を定める。
- (2) 教員の報酬の決定及びこれに関する規定を定める。
- (3) 会員に対する次年度活動方針及びこれに関する規定を定める。
- (4) 会員に対する年次予算と決算報告の立案
- (5) 法律、法人設定に関する事項、本規約などで禁止されていない
本校日常業務遂行のための決定を行う。
- (6) 教員と保護者の間で解決できない問題は第三者として仲介する。

第2項 理事会の開催

定例理事会は、本校の管理、運営のために協議、決定が必要とされる場合に実施する。

なお、理事長または、最低2人の理事から要請があった場合、特別理事会を開催する。

定例、特別理事会ともに事前にそれを理事全員に通知する。

第3項 理事会の成立

理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

その出席理事の過半数による議決を理事会の決議とする。

なお、夏季休暇等の理由で、理事会の開催が困難な場合、代替手段（メール、リモート等）により、協議・決議を行うことが出来る。
議事録を作成し、保管する。

第4項 報酬

本校理事はその業務に対して報酬を受けない。

第7条 理事

第1項 理事の担当職務

理事長、書記、会計、庶務。

さらに必要に応じて補佐を選出できる。

役職は2つまで兼務できるが、理事長と書記を兼務することは、
できない。

第2項 理事の選出

次年度の理事の選出は、立候補または理事長もしくは理事会における推薦を優先するが、保護者会員による年次総会において選挙若しくは会員の合意の下に決定される。

なお、立候補または理事長もしくは理事会における推薦が無かった場合、前年度において理事とならなかった会員の内より優先的に、また、在校期間を考慮し選出されるものとする。なお、父母のどちらかが正規教員、ま

たは理事教員である年度一年間の理事職を免除されると同時に、次年度の理事選出の際には、当該年度の理事職を実施した会員と同様に扱う。
理事会は、父母のどちらかが同居していない、または日本語を解しない会員が次年度の理事候補となった場合、その負担を考慮し、理事を1名増員することを審議し推薦することができる。

第3項 理事の任期

理事の任期は原則として4月1日から翌年3月31日の1年と定め、期中に選任された理事の任期も3月31日までとする。
複数年度の在留は在任期間が1年未満の理事を除きこれを禁止する。
ただし、在校児童、生徒数が少なく新たな理事を選出することが困難な場合はこの限りではなく、長期間在任の理事より優先し解任されるものとする。

第4項 理事の空席

年度内に何らかの都合により理事の空席が発生する場合は前任者の推薦を優先とし、理事長は速やかに理事会を召集後、理事の賛成多数により新理事の選出を承認するか、何らかの連絡方法において理事全員の合意をとり、決定することとする。
ただし、空席の期間や父母の滞在による継続的な支援が得られるなどの理由にて空席状態にて任期期間の業務が行えると理事全員の合意が得られた場合は、この限りではない。
また、この決定には臨時総会の開催、会員の承認は必要としない。

第5項 理事の権限と任務

本校の理事は次の権限と任務を持つ。

(1) 理事長

理事長は、本校を代表するとともに理事会を代表し、本校業務を統括執行する。

(2) 書記

諸行事の企画運営、総会の通知、議事録の作成、本校の公印の監理、法人としての各公文書、記録保管。

その他、理事会あるいは理事長が適宜定める書記としての業務。

(3) 会計

理事会や理事長に対して、会計としての出納の記録や、本校の財政状況に関する報告。

その他、理事会あるいは理事長が定める会計としての業務。

(4) 庶務

本校運営に伴う渉外窓口としての業務。

その他、理事会あるいは理事長が適宜定める庶務としての業務。

第8条 理事教員

第1項 定義、担当職務

理事教員とは、正規教員が確保できない場合に、保護者会員から選出された教員を指し、正規教員同様に、児童・生徒に、国語・算数/数学を教育するとともに、学年担任としての職務にあたる。

第2項 選出

正規教員を必要人数確保できず、代行教員や複式学級による運営が困難であると理事会が判断した場合、保護者会員から理事教員を選出することができる。次年度教員計画の立案時期の場合は、理事職と同様の方法（第7条 第2項）により、同時に選出し、保護者総会で承認を得るものとする。総会承認以降、正規教員が採用できた場合、もしくは追加の不足が発生した場合の選出方法は、その状況により理事会が判断する。

第3項 任期

理事教員の任期は理事同様1年間とするが、原則として半年間を正規教員同様に担当し、残り半年間は代行教員としての役割を担う。

担当学期開始前に正規教員が確保できた場合には、理事教員の任務を免除されると同時に、免除された日より保護者会員として当番に従事する。

または理事職に選出される義務が適用される。なお、任期途中で正規教員が確保できた場合は、その状況により理事会が判断する。

第4項 空席

担当学期開始前、または担当学期中に当該理事教員の日本帰国などにより欠員が発生する場合は、理事長は速やかに理事会を召集後、理事の賛成多数により新たに理事教員を選出、承認するか、何らかの連絡方法において理事全員の合意をとり、決定することとする。

また、この決定には臨時総会の開催、会員の承認は必要としない。

第5項 報酬

本校理事教員はその職務に対して報酬を受けない。

第9条 当番

第1項 当番への従事

本校に通学している児童、生徒を持つ保護者は、本校の日常的な運営の支援として1家族単位にて当番業務に従事するものとする。

第2項 当番の免除

本校に入学、転入した学期および父母のどちらかが正規教員採用期間中、理事教員は担当学期の期間中、理事は任期中のみ当番業務を免除される。

第10条 雑則

第1項 契約

理事会の契約の締結、履行に際して、本校の理事、代理人、教員にそれを担当させる権限を与えることができる。

その権限は全般的なものでも、限定されたものでもよい。

第2項 貸貸

本校は理事、教員、会員に個人としてもグループとしても金銭の貸付はしない。

第3項 預金、小切手、手形など

本校の資金は理事会が指定する本校名義の銀行口座に適宜入金する。
この資金からの支払は理事会の承認を必要とし、支払いは全て小切手で行う。

手形、支払の為替、証書などの本校の名において債務を証明する書類は理事長、庶務が署名し、会計もしくは書記が副署する。

第4項 年初報告

理事会はアラバマ州の非営利団体の設立に関する法律が定めるところに従って、年次報告を用意し提出する。

第5項 納税申告

理事会会計は非営利団体として必要な連邦、州、市への納税申告を用意し提出する。

第11条 規約の改訂

規約の変更、改訂、廃止は特別理事会で決議することができる。
この決議には、理事の過半数の賛成を必要とする。

以上